

港湾労働法

旧法は、昭和40年6月3日交付、昭和41年7月1月施行。昭和63年に全面改訂され、昭和64年1月1日に施行された現行法（新法）は、旧法の登録日雇い労働者制度を廃止し、新たに港湾労働者雇用安定センターを、港湾運送における波動性に対する需給調整の柱とした。また、雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることなどにより、労働力の確保や雇用の安定、労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

Q. 「港湾労働者」とは？

A. 港湾労働法の適用となる港湾において、港湾運送業務に直接従事する者です。

Q. 港湾労働法の適用を受ける港湾は？

A. 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の6大港です。

※川崎は横浜に含まれています。

Q. 港湾労働法が適用される行為とは？

A. 船内荷役、湾岸荷役、はしけ運送、いかだ運送、港湾運送関連事業、港湾倉庫における倉庫における倉庫荷役等です。

Q. 従業員を港湾運送の業務に従事させたいときの手続きは？

A. 該当者の氏名、従事する期間等を「港湾労働者雇用届」により届出を行ってください。提出先は、それぞれの管轄のハローワークになります。

Q. 港湾運送の業務に派遣労働者を従事させたいのですが？

A. 労働者派遣法において、港湾運送の業務は労働者派遣事業の適用除外業務とされていますので、原則的には禁止されています。

ただし、港湾労働法により、港湾労働者雇用安定センターのあっ旋による港湾運送事業主間の労働者派遣については、限定的に認められています。

また、派遣を行う事業主は厚生労働大臣の許可を受ける必要があります。

詳細なお問い合わせは、川崎公共職業安定所・職業第3部門までお願いします。



川崎市川崎区南町17-2
電話044-244-8609 Fax044-233-4343
管轄区域 川崎市のうち川崎区、幸区

[横浜](#) [鶴見](#) [港北](#) [戸塚](#) [横浜南](#)
[川崎](#) [川崎北](#) [横須賀](#) [藤沢](#) [平塚](#)
[小田原](#) [相模原](#) [厚木](#) [大和](#) [松田](#)
[鶴屋町](#) [横浜港](#)

[●ハローワークのご案内へ](#)
[●地名索引へ](#)